

鼓ヶ浦小学校

生活のきまり

令和5年度 鈴鹿市立鼓ヶ浦小学校

～ 校内生活～

- ① 学習に必要なものやお金は、学校へ持ってこない。
※キーホルダーなどは、1つのものに1つだけにする。
- ② 持ち物には、すべて名前を書く。
- ③ ハンカチ・ティッシュをいつも持ってくる。
- ④ 学校へは、決められた班で、決められた通学路で登校する。
- ⑤ 下校中は、安全に気をつけ、寄り道をしないで家に帰る。
(帰り道、通学路と別の道を通る必要があるときは、学校に必ず伝える。)
- ⑥ チャイムと同時に授業が始められるように席に着く。
- ⑦ 廊下や階段は、右側を静かに歩く。
- ⑧ ほかの教室や特別教室へは、勝手に入らない。(声をかける。)
- ⑨ 学校の用具や道具は、先生の許可を得てから使う。
- ⑩ 校舎の北側(駐車場側)や花壇(フェンスを含む)、建物の裏側では遊ばない。
- ⑪ 職員室へ入るときは、後ろのドアから静かに入り、入り口で用件を伝え、用が済んだらすぐに出る。
- ⑫ 学校のことを大切に使う。
(破損した場合、状況によっては、修理代を頂くことがあります。)
- ⑬ 忘れ物などがあっても、家に取りにもどらない。
- ⑭ 体育館に入るときは、必ず体育館シューズをはく。
(通常時は体育館くつばこで はきかえる。
集会時は教室で はきかえて入場する。)
- ⑮ 体育の授業は、体操服で参加する。
(やむを得ない事情の場合は担任に連絡帳で伝える。)
- ⑯ 教室では防寒着は着ない。(厚手のジャンパー、ベンチコート、手袋等)
- ⑰ 欠席、遅刻、早退の知らせは、連絡帳で担任まで届ける。

～ 校外生活～

- ① 校区外へ、子どもだけでは行かない。
- ② 外出するときは、「行き先・帰る時刻」を家の人に伝える。
- ③ ゲームセンターや飲食店などへは、子どもだけでは行かない。
- ④ 交通事故や水の事故などに気をつける。
- ⑤ お金のむだづかい、お金や物の、友だちとの貸し借りやおごり合いはしない。
- ⑥ 他人の家には必ずその家の大人の人に許可をもらってから入る。

- ⑦ 釣りや花火，川や海での遊びは，必ず大人の人とする。
- ⑧ 駐車場や道路，線路では遊ばない。
(J ボード・キックボードなどは，道路での使用は禁止)
- ⑨ 自転車に乗るときは，必ずヘルメットを着用する。二人乗りなど危険な乗り方をせず，交通ルールを守る。
- ⑩ マッチやライターなどを使って遊ばない。
- ⑪ エアーガンなど，危険なおもちゃを買わない，使わない。
- ⑫ 公共の場所で遊ぶときは，周りの迷惑にならないように気をつける。
- ⑬ 公園に遊びに行くときには，ゲーム機など高価なものを持っていかない。大切なものを置きっぱなしにして遊ばない。自転車は，公園内に並べてとめる。
- ⑭ スマホやタブレットなどの ICT 機器を使うときは，家庭で必ず約束を決める。(オンラインゲームや動画投稿では，犯罪に巻き込まれたり，いじめやプライバシー等のトラブルにつながったりする恐れがあります。)

～休日や放課後に学校に来たとき～

- ① 無断で校舎や体育館の中へ入らない。(職員室の先生に声をかける。)
- ② 自転車で運動場に入らない。
(自転車は原則西側倉庫前か自転車置き場に置く。道路には置かない。)
- ③ 家に帰る時刻を守る。

夏季(春休み～9月)は午後5時30分

10月，3月(修了式まで)は午後5時

冬季(11月～2月)は午後4時30分

- ④ 校庭の遊具や道具類は，大切に扱う。
- ⑤ 花だんに入ったり，木を折ったりしない。
- ⑥ プールなどの危険なところに勝手に入らない。
(ボールなどが入ったときは大人の人に連絡する。)



～自分の身を守るために気をつけること～

- ① 知らない人に誘われても，ついていかない。
- ② 登下校時にはホイッスルを持ち，危険に備える。
*ホイッスルは，遊びに行くときも必ず持つ。



何かありました際には，ご連絡ください。

386-3355 鼓ヶ浦小学校